実　務　事　例

分類	給与	作成年月日	平成30年6月6日
表題	特殊勤務手当（教育業務連絡指導手当） 保健主事、進路指導主事の学級数に特別支援学級を含むことについて		
内容	①問題点や苦労したこと 「今年度学級数が増えて、特別支援学級と合わせて6学級になる。教育業務連絡指導手当の対象となる特別支援学級の学級数は同一学年での学級のみが対象かどうか？」との確認に、「学年主任」の対象となる学級数と「その他の主任」の対象となる学級数の違いがわからず資料を調べてみた。 ②事務処理（資料）内容 教育業務連絡指導手当・・・熊本県立学校職員の給与に関する条例第 12 条の10項 人事委員会に定めるもの・・・県立学校職員の特殊勤務手当の運用について 5 当該担当に係る業務・・・「学校運営の手引き」より 「教育業務連絡指導手当」の支給対象・・・別紙1 「平成28年度給与・旅費事務資料　特殊勤務手当」より 3学級以上の学年に置かれる学年主任・・・別紙2 「平成28年度給与・旅費事務資料　特殊勤務手当の運用に関するQ＆A」より ★「その他の主任」の対象は学級編制表の届出による学級数 参考【学級編制】 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第5条 学校教育法施行細則第6条（教育関係者必携　平成29年版　P2201） ③ 実際やったこと、工夫したこと（訂正したこと） 共同実施での学級数確認のために学級編制表の写しを持ち寄った。 通常学級 4 学級 特別支援学級 2 学級　　計 6 学級 保健主事・生徒指導主事手当支給		
添付書類			
感想	前年度にならって事務処理をすることが多いので、前年度と違う事例が起こるとその「判断」に不安になる。 「支給対象で間違いない」という確信がなく、あちこちに電話をしたり資料を探した事例でした。		

※ 分類は、給与手当・旅費・文書・共済組合・予算・諸会計・備品管理・その他　等